

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年7月22日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年8月7日から同月27日まで縦覧に供する。

平成21年7月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
三木町	単独県費補助土地改良事業（農道事業）田中地区（寺ノ浦 箇所）	三木町土木建設課
”	単独県費補助土地改良事業（農道事業）東田中地区（石塚 1箇所）	”